

平成 28 年 4 月 28 日  
(追記 平成 28 年 5 月 13 日)  
(追記 平成 28 年 6 月 18 日)  
(追記 平成 28 年 7 月 1 日)  
(追記 平成 28 年 8 月 10 日)  
日本年金機構

## 熊本地震により被害を受けられた 年金受給権者のみなさまへ (Q & A)

Q 1 年金の受け取りに使っている銀行の預金通帳も印鑑もキャッシュカードもありません。年金を引き出したいのですが、どうしたらよいですか。

A 1 年金のお受け取りに指定している口座をお持ちの金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。(できるだけ、運転免許証などご本人の確認ができるものを金融機関窓口にご持参ください。)

Q 2 指定の郵便局窓口で年金を直接受け取っていました。転居したため指定した郵便局が近くにない場合や、年金証書も「国民年金・厚生年金送金通知書」も紛失した場合に、年金を受け取る方法はありませんか。

A 2 申し訳ございませんが、「国民年金・厚生年金送金通知書」をご指定の郵便局にお持ちいただかないと、年金をお受け取りいただくことができません。

○ 「国民年金・厚生年金送金通知書」を紛失された場合

ご指定の郵便局窓口で「送金通知書亡失届」をご提出ください。後日年金機構本部より「国民年金・厚生年金送金通知書」を送付いたします。(通知書の送付には1か月程度かかります。)

○ 転居により、別の郵便局でないと受け取れない場合

任意の書面に、氏名、住所、変更後の郵便局名及びお手元の「国民年金・厚生年金送金通知書」に記載されている基礎年金番号を記入して、「国民年金・厚生年金送金通知書」と一緒にお近くの年金事務所にお届けください。(受取郵便局の変更手続きには3～4週間程度かかります。)

○ 転居により別の郵便局でないと受け取れず、「国民年金・厚生年金送金通知書」も紛失された場合

任意の書面に、基礎年金番号、氏名、住所、変更後の郵便局名、「国民年金・厚生年金送金通知書」を紛失した旨を記入して、最寄りの年金事務所にお届けください。（受取郵便局の変更手続き及び通知書の送付には2か月程度かかります。）

※ 年金証書の再交付については、Q5をご参照ください。

※ 平成28年6月17日までは、お客様ご指定の郵便局が営業していない場合や「国民年金・厚生年金送金通知書」をご持参できない場合でも、最寄りの郵便局で本人確認を行った上で、年金をお受け取りいただくことができましたが、この取扱いは終了しましたので、ご注意ください。

Q3 自宅が被災したため、親戚の家に身を寄せています。住所変更はできますか。また、年金の受取銀行口座も変更できますか。

A3 お近くの年金事務所へ「年金受給権者住所変更届」を提出していただくことで、住所変更ができます。

また、「年金受給権者受取機関変更届」を提出していただくことで、年金の受取銀行口座の変更ができます。

Q4 20歳前傷病による障害基礎年金を受給していましたが、収入があり所得制限を超えたので昨年から支給は受けていません。今回の災害で家屋を失いましたが、障害基礎年金の支給は受けられませんか。

A4 次の年金・給付金の受給権者等で所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、今回の災害で被災された方は、住宅、家財又はその他の財産についておおむね1/2以上の損害を受けられた場合、ご本人からの申請に基づき、平成28年4月から平成28年7月までの支給停止を解除し、平成28年8月から平成29年7月までの支給停止を行いません。

申請に必要な届書「国民年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 被災状況届」及び「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」は年金事務所にございますので、お近くの年金事務所にお申し出ください。その際、市町村での罹災証明等がありましたら、併せてお持ちください。

なお、翌年（平成29年7月）に送付する所得状況届により前年（平成28年）の所得確認を行いますが、前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明

した場合には、損害を受けた月まで遡って支給停止が行われますので、あらかじめご了承ください。

○該当する受給権者等の方

- ・ 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者（年金コード 2650・6350）
- ・ 老齢福祉年金の受給権者
- ・ 特別障害給付金の受給資格者

（ホームページから様式をダウンロードし、ご提出いただくことも可能です。）

Q 5 年金証書、年金手帳を再交付してほしい。

A 5 お近くの年金事務所の窓口で再交付をお申し出ください。運転免許証などご本人の確認ができるものや被災証明等があればご持参ください。ご本人であることを確認の上、再交付します。

なお、年金証書の紛失等により、受給している年金額に影響を受けることはありません。

（ホームページから様式をダウンロードし、ご提出いただくことも可能です。）

Q 6 年金相談や手続きをしたいが、年金証書や振込通知等全て紛失しており、基礎年金番号がわからないのでどうすれば確認できますか。

A 6 年金証書等は、お近くの年金事務所でご本人であることを確認の上、再交付できます。その際、運転免許証など、ご本人の身分を確認できるものや被災証明等があれば、ご持参ください。

（注） 被災証明は市町村で取得可能です。

Q 7 身分証明書等、全て紛失しましたが、年金の相談や手続きができますか。

A 7 相談は、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。被災証明等があれば、ご持参の上、お近くの年金事務所でご相談ください。

（注） 被災証明は市町村で取得可能です。

Q 8 震災に伴い、年金の請求方法や金額が変更されることはありますか。

A 8 個々のお客様のご事情により、受給する年金の種類及び年金額は異なりますので詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

(支給停止となっている20歳前傷病による障害基礎年金等については、Q 4をご参照ください。)

Q 9 現況届(生計維持確認届または障害状態確認届)が提出できていませんが、どうすればいいですか。

A 9 平成28年4月14日時点で熊本県にお住まいだった4月生まれから6月生まれまでの方の現況届(生計維持確認届または障害状態確認届)の提出期限を平成28年7月31日まで延長していました。

まだ提出されていない方は、速やかに現況届(生計維持確認届または障害状態確認届)を提出くださいますよう、お願いします。提出がされませんと、年金の支払が一時差止めとなりますので、ご注意ください。

届出用紙について、最寄りの年金事務所又は街角の年金相談センターに備えています。そのほか、ねんきんダイヤルにお電話くだされば、届出用紙をお送りします。届出用紙が見当たらない方はご利用ください。

【ねんきんダイヤル】

0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165)